

「地域BWAのシステム高度化等に係る制度整備案」に対して提出された意見と総務省の考え方

(意見募集期間：平成26年7月26日(土)～同年8月25日(月))

No	提出された意見	総務省の考え方
1	<p>今回の地域 BWA システムの高度化等に係る制度整備案に基本的に賛同致します。</p> <p>昨年9月11日の「地域 BWA システム多様化のための関係規定の整備に係る意見募集の結果及び電波監理審議会からの答申」に、今般の電波政策ビジョン懇談会の意見を踏まえ、地域 BWA の趣旨である「地域の公共の福祉の増進に寄与」に重点を置いて改定されたことは、今後の地域 BWA の発展と継続に大きく寄与するものと考えます。</p> <p>その上で、『(エ) 電波法関係審査基準(平成13年1月6日総務省訓令第67号)の一部を改正する訓令案』について、要望がございます。</p> <p>「(19) シ 基地局等の配置計画等(ウ) 免許の対象区域の地域の公共の福祉の増進に寄与するために実施しようとしている次のいずれかに該当するサービスの計画及び当該計画を確実に実施する根拠」のうち、「B 計画を確実に実施する根拠」においては、地域 BWA 事業者自らがサービス計画を確実に実施していく責務があることは当然ながら、関係する市区町村長との「協定」や「契約」あるいは自治体の「事業計画」とのリンクを求めている点で、その実施責任が市区町村にも及ぶと解釈されることのないよう、市区町村との調整が前向きに進められるような(申請手続き等の)運用面での配慮をお願い致します。</p> <p>また、「(19) シ 基地局等の配置計画等(オ) キャリアアグリゲーション技術を利用する場合は、使用する周波数、占有周波数帯幅その他のキャリアアグリゲーション技術に関する計画」については、近い将来、高度化方式(AXGP、WiMAX R2.1AE)により20MHz帯幅運用を上回る、より広帯域での高速な通信サービスの提供が必要になると予想され、下隣接周波数帯又は上隣接周波数帯を使用する無線局とのキャリアアグリゲーションの実現に期待するところです。しかしながら、現在入手可能な無線局によるキャリアアグリゲーションでは、基地局ハードウェアの一体運用が必要となるため、地域 BWA だけがキャリアアグリゲーションを受けようとする「片側のみを切り離れた提供」は実運用では現実性がなく、設備の制約から調整・交渉が成り立ちません。</p> <p>(オ)については今回、特に制限事項の記述がありませんが、地域 BWA 側が主体で、下隣接周波数帯又は上隣接周波数帯を使用する無線局の免許人にキャリアアグリゲーション運用を申し入れる場合は、実運用における設備の制約等への配慮をよろしくお願い致します。</p> <p style="text-align: right;">【CTB メディア株式会社】 【株式会社ケーブル・ジョイ】 【玉島テレビ放送株式会社】 【株式会社ハートネットワーク】</p>	<p>本制度整備案に賛成の意見として承ります。</p> <p>なお、「サービスの計画及び当該計画を確実に実施する根拠」に係る要望事項については参考意見として承ります。</p> <p>「キャリアアグリゲーション技術に関する計画」については、平成26年6月10日から同年6月30日までの間実施された電波政策ビジョン懇談会中間とりまとめ案の意見募集における同懇談会の考え方は、以下のとおりとなっています。</p> <p>【地域BWA事業者が地域BWAの目的の範囲で自らのサービスを提供するために全国BWA事業者等との間でキャリアアグリゲーションを行うことは、周波数の有効活用の観点から適切な措置を講じるべきと考えます。なお、地域BWAの周波数は、「地域の公共の福祉の増進」を目的に割り当てられるものであり、全国BWA事業者等が地域BWA事業者の周波数を用いてキャリアアグリゲーションを行うことは、前述の目的に適合しないと考えます。】</p> <p>本制度整備案及び並行して改正手続を行っている「電波法施行規則の一部を改正する省令案等(3.5GHz帯LTE-Advanced導</p>

No	提出された意見	総務省の考え方
		入)」は、同中間とりまとめ結果を踏まえたものです。したがって、原案のとおりとします。
2	<p>「別紙(19)-1 カバーエリア及び調整対象区域の算出法」のうち、「2 陸上移動局の諸元」で示される「空中線利得；5dBi」は、次の通りに訂正をお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空中線利得；5dBi（設備規則第 49 条の 28 に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局） ・ 空中線利得；4dBi（設備規則第 49 条の 29 に規定する技術基準に係る無線設備を使用する無線局） <p style="text-align: center;">【株式会社ケーブル・ジョイ】 【株式会社ハートネットワーク】</p>	御指摘のとおり修正します。
3	<p>現在弊社は地域 BWA システムを利用した地域サービスを検討しておりますが、今後多様化していくサービスを提供して行く為には、キャリアアグリゲーション技術等を利用した高速通信サービスが必要不可欠と考えており、今回の地域 BWA システムの高度化等に係る制度整備案には基本的に賛同いたします。</p> <p>その上で、『(エ) 電波法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 67 号）の一部を改正する訓令第 案』について、要望がございます。</p> <p>「(19) シ 基地局等の配置計画等 (ウ) 免許の対象区域の地域の公共の福祉の増進に寄与するために実施しようとしている次のいずれかに該当するサービスの計画及び当該計画を確実に実施する根拠」のうち、「B 計画を確実に実施する根拠」においては、関係する市区町村長との「協定」や「契約」あるいは自治体の「事業計画」等が必要となっておりますが、地域 BWA 事業者が実施できる「地域の公共の福祉の増進に寄与するサービス」は市区町村長との「協定」や「契約」あるいは自治体の「事業計画」が必須ではないと考えておりますので、地域 BWA 事業者が「A サービスの計画」に該当するサービスを確実に実施する根拠（事業計画書や収支予測等）があれば市区町村長との「協定」や「契約」が無くてもサービスを実施出来る様に申請手続き面でのご配慮をお願いしたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">【本庄ケーブルテレビ株式会社】</p>	<p>本制度整備案に賛成の意見として承ります。</p> <p>なお、審査基準案のうち、「計画を確実に実施する根拠」については、地域BWAの市町村との連携等の要件を明確化する観点から、「(A) 免許主体と市町村長との間で締結された協定書その他契約」又は「(B) サービス計画に係る市町村の業務計画」のいずれかの提出を規定しているものです。</p>
4	<p>地域新 BWA 免許エリアは、小規模な基地局数と端末数しか設置できないため、調達コストが割高で設備投資が大きく、かつ利用者数が少ないために採算性が低く、事業継続が困難であることは、既存の BWA 免許エリアでの実績から明確となっております。</p> <p>既存の BWA 免許エリアより広域なエリア（地域生活圏をカバーするエリア）に、大容量なデータ通信を必要とする公共サービスを提供するためには、地域新 BWA 帯域（地域、全国事業者：公共サービスの実現に寄与する全国事業者）を相互にかつ効率的に活用することが必要と考えます。</p> <p>地域新 BWA 帯域において、自前だけでなく、他の事業者とも連携した協業方式は地域新 BWA 免許に適していますので、協業方式の導入を希望します。</p> <p>地域新 BWA 免許エリアで免許申請が無い未利用エリアは、既存の BWA 免許エリアでカバーできてい</p>	<p>参考意見として承ります。</p> <p>なお、現状においても、全国BWA事業者等に既に割り当てられた周波数を利用してMVNOとして地域の公共サービス等を提供することは可能です。</p>

No	提出された意見	総務省の考え方
	<p>ない地域生活圏でもあることから、早期に全国事業者（公共サービスの実現に寄与する全国事業者）が免許申請できるように、新 BWA 免許の未利用期間が長期化しないようにすべきと考えます。</p> <p>地域生活圏を地域新 BWA 免許エリアでカバーするためには、全国事業者（公共サービスの実現に寄与する全国事業者）との協業を可能にすることで、公共サービスが地域生活圏の全域で公平に利用できるようになると思います。</p> <p style="text-align: right;">【(株)帯広シティーケーブル】</p>	
5	<p>弊社は、地域 BWA の参入について検討して参りましたが提供可能サービスエリアや加入見込み件数を考慮して設備投資を試算するにあたり、今のところ採算を確保することが困難であると考えます。そして被災地であることから、災害発生時等における地域に住む方々の情報手段の二重化、冗長化は早急な課題でもあると考えます。</p> <p>そして緊急時の情報手段だけではなく、親会社が都市ガス事業者であり 2016 年ガス自由化に備え自動検針、エネルギーの見える化等についても協業を検討しなければなりません。また社員数 14 名（うち技術部 3 名）の規模のケーブルテレビ局では新たに地域 BWA 設備を自社構築、自社にて維持管理して行くのであれば他事業者の設備を利用し協業するほうが効率良く、安定供給可能と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【宮城ケーブルテレビ株式会社】</p>	<p>参考意見として承ります。</p> <p>なお、現状においても、全国BWA事業者等に既に割り当てられた周波数を利用してMVNOとして地域の公共サービス等を提供することは可能です。</p>
6	<p>現在、地域 BWA の免許を取得し、サービス展開をしておりますが、高速・エリア拡大のニーズが高まりつつある事から、地域 BWA 帯域、および既存全国 BWA 帯域を利用した MVNO 方式による地域の公共サービス等の検討を進めております、防災・防犯・医療サービスなどは、地域住民の方々へあまねく電波を届ける必要があり、生活圏での地域 BWA を利用できる環境作りは必須だと考えます。</p> <p>弊社は、地域 BWA 帯域と全国 BWA 帯域を効率的に利用することが必要と考えます。全国 BWA 帯域を利用した MVNO を含む協業方式は、高速・サービスエリア拡大する事が容易である事から、地域 BWA 帯域、および全国 BWA 帯域を利用した MVNO 方式を含む協業方式が可能となるように早期の制度整備が必要と考えます。地域 BWA の免許人がいない地域において、全国事業者による MVNO 方式で当該地域を他地域の地域事業者が利用できれば、広域が条件となる公共サービスを提供可能となり、広範囲の住民が公平に公共サービスを受けられるようになると思います。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社 C A C】</p>	<p>参考意見として承ります。</p> <p>なお、現状においても、全国BWA事業者等に既に割り当てられた周波数を利用してMVNOとして地域の公共サービス等を提供することは可能です。</p>
7	<p>全国サービスのキャリアとの MVNO を含む相互接続が実現できれば通信大手と対等なサービスが提供できると思われる。また、広域防災など多数の自治体をまたがる広域な公共サービスのニーズに対応する場合にも地域 BWA バンドの未利用地域の全国バンド化と MVNO として当該地域を利用できるようにする方式は有効な手段の一つになり、早期に本方式の導入を希望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ラッキータウンテレビ】</p>	<p>参考意見として承ります。</p> <p>なお、現状においても、全国BWA事業者等に既に割り当てられた周波数を利用してMVNOとして地域の公共サービス等を提供することは可能です。</p>

No	提出された意見	総務省の考え方
8	<p>この度の改定案にて更に高度化されると期待している地域 BWA 帯域を利用して様々な公共サービスの展開を検討しています。</p> <p>一方で将来的な展開において、広域エリアをカバーする置局数の設置と大容量のトラフィックニーズに対応する帯域の不足については懸念している点もあり、その際の対策として広域エリアカバーにおいては、全国事業者との協業モデルは必須であり、帯域確保の点については地域 BWA 帯域と全国 BWA 帯域の効率的な利用が必要であると考えます。</p> <p>懸念点の解消については、全国事業者との MVNO を含む協業方式を模索して行きたいと考えているので、早期実現の為の協業方式を含めた制度整備を希望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社長崎ケーブルメディア】</p>	<p>参考意見として承ります。</p> <p>なお、現状においても、全国BWA事業者等に既に割り当てられた周波数を利用してMVNOとして地域の公共サービス等を提供することは可能です。</p>
9	<p>高度化後の地域 BWA 帯域、並びに既存全国 BWA 帯域を利用した MVNO 方式による地域の公共サービス等の検討を進めておりますが、防災・防犯・医療サービスなどデータの高速・大容量化のニーズが高まり、地域事業者としては地域 BWA 帯域だけではなく、既存全国 BWA 帯域の周波数も、トラフィックバランスを考慮し効率よく利用することが必要と考えます。</p> <p>上記のニーズに対し、全国事業者の MVNO 方式は対応が可能であり、また、トラフィックバランスを考慮したサービス導入も可能であることから、地域 BWA 帯域を用いた全国事業者による MVNO 方式の早期制度整備が必要と考えます。</p> <p>免許人不在となる地域については、免許人が存在する地域と、地域の公共サービスの利用格差がなるべく少ない形にすることが利用者の視点からも重要と考えます。また、複数の地域で同時期に公共サービスを立ち上げることができれば設備調達のボリュームが見込まれ、事業者側の利点として調達単価の低減につながります。これは利用者への提供価格にも影響することから、地域 BWA 帯域を用いた全国事業者による MVNO 方式の早期制度整備が必要と考えます。</p> <p>【Wireless City Planning 株式会社】 【株式会社アイネット】 【株式会社アットアイ】 【吉岐ビジョン株式会社】 【株式会社インフォメーションネットワーク郡上八幡】 【株式会社エム. ビー. エス】 【笠岡放送株式会社】 【関西ブロードバンド株式会社】 【株式会社ティエイエムインターネットサービス】 【徳之島ビジョン株式会社】 【株式会社フジミック新潟】 【特定非営利活動法人北アルプスブロードバンドネットワーク】</p>	<p>参考意見として承ります。</p> <p>なお、現状においても、全国BWA事業者等に既に割り当てられた周波数を利用してMVNOとして地域の公共サービス等を提供することは可能です。</p>
10	<p>「旧システム基地局の免許人が新たに新システム基地局の免許を受けようとする場合は旧システム基地局の廃止その他の取扱いに関する計画の提出が必要」の部分に関する意見となります。</p> <p>地域 BWA 事業は、収益性は低いが高社会性は高い離島山間地域をサービスエリアとしている場合も多く、免許更新時に新基準の導入による過度な新対応が求められ既存の地域 BWA 事業者に新たなコストが発生することが無い地域 BWA 事業の事業環境を考慮した施行を強く期待します。</p> <p style="text-align: right;">【オープンワイヤレスプラットフォーム合同会社】</p>	<p>参考意見として承ります。</p>

No	提出された意見	総務省の考え方
11	<p>今般の地域 BWA システムの高度化等に係る制度整備においては、全国 BWA システムと同様の高度化を可能とするものであり、全国と地域の違いはあるものの、共に BWA システムを利用する立場の事業者としては、高度化システムにてより高速の通信サービスを多くの利用者に提供することが可能となることなど利便性の向上等の観点から、本制度整備案について賛同致しますが、「電波法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 67 号）の一部を改正する訓令案」に関し、以下のとおり意見を述べさせていただきます。</p> <p>○別紙 2 第 2 1 (19) サ 混信の防止</p> <p>今般の地域 BWA システムの高度化においては、20MHz 幅システムの導入が可能となっていますが、「電波政策ビジョンの検討に向けた検討課題等に対する意見募集」における平成 26 年 3 月 4 日当社意見書のとおり、システム間干渉という技術的問題から地域 BWA バンドでの 20MHz システム導入は平成 28 年度以降として頂きたいと考えます。</p> <p>なお、システム間干渉の技術的問題が解決したとしても、20MHz 幅システムの導入においては、隣接する上下周波数帯の全国事業者との間でガードバンド（以下、「GB」と記載。）0MHz での運用となり、従前のような GB による干渉軽減効果が期待できないことから、より厳格な干渉調整が必要となるものと認識しております。</p> <p>高度化システム導入を優先し干渉調整条件が緩和されれば、双方のユーザーが干渉影響を受ける可能性があり、地域、全国の双方のユーザーのサービス品質を低下させることとなり、結果として今般の制度整備本来の目的を達成することができなくなるものと考えます。</p> <p>つきましては、今般の制度整備案にも明記された隣接周波数の全国事業者との混信等の防止に関する事項について、地域と全国双方の事業者間における「干渉回避」の合意を条件とした運用が厳守されることを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【UQコミュニケーションズ株式会社】</p>	<p>本制度整備案に賛成の意見として承ります。</p> <p>混信の防止については、同一周波数帯を使用する他の地域BWA及び隣接周波数帯を使用する全国BWAのいずれに対しても措置を講じることが必要と考えます。</p>
12	<p>1. 基地局計画等の実施に関わる要望</p> <p>本訓令案における シ 基地局等の配置計画等の（ア）～（カ）項は、全国事業者が開設する特定基地局における開設計画とほぼ同等な内容への変更です。</p> <p>この変更の趣旨を実現する為には、免許主体についても免許後、地域 BWA 事業者の基地局配備が計画通りに進捗しているかについて、全国事業者の特定基地局に係る四半期報告に準じた定期的な報告義務も必要と考え、追加項目案（キ）項に示す進捗確認を要望致します。</p> <p>上記と連携し、今後の既存地域 BWA 事業者の再免許についても、訓令案 シ-（ア）～（カ）項の厳格運用に加え、追加項目案（キ）項に示す案を追加することを要望致します。</p>	<p>地域BWAの基地局等の免許にあつては、全国BWAのような開設計画の認定によるものではなく、申請に係る無線局に対して審査を行うものであり、将来の開設する見込みの基地局等の開設計画の進捗の遅れをもって、免許付与に制限を課す旨を審査基準に規定することは不相当と考えます。</p> <p>したがって、原案のとおりとします。</p>

No	提出された意見	総務省の考え方
	<p>追加項目案 (キ) 基地局等の配置計画等の(ア)～(カ)項について、進捗を半期毎に確認し、履行が十分でないとは判断した場合には、新たな免許交付を行わない事とする</p> <p>2. 申請受付終了時期の明確化 地域 BWA の申請については、申請受付開始時期と併せて、申請受付終了時期を 2014 年末までと定めることを要望致します。 本訓令案は、全国事業者が相当数開設する特定基地局における開設計画とほぼ同等な内容であり、一般的に全国事業者の特定基地局における開設計画の認定申請期間は 1 ヶ月以上とされ(※)、概ね 40 日程度です。また、全国事業者の全国一括申請に対して地域 BWA 帯域は市区町村レベルであり、規模等を考慮すれば申請受付期間は 3 ヶ月以内であれば十分と考えます。 ※電波法第 27 条の 13 より</p> <p style="text-align: center;">【Wireless City Planning 株式会社】 【ソフトバンクモバイル株式会社】 【ソフトバンクテレコム株式会社】 【ソフトバンク BB 株式会社】</p>	<p>地域BWAの周波数有効利用方策は、電波政策ビジョン懇談会中間とりまとめ(平成26年7月)において、「地域BWAの高度化システムの導入」、「市町村との連携等を要件として明確化」及び「公平な競争環境の維持を図るための適切な措置」を講じた上で、それらの効果を見極め、地域BWAの新規参入が進まず、またMVNOとしての事業展開の拡大が見込まれる場合には、所要の経過期間を講じた上で、当該期間経過後においてもなお利用されない地域について現行の割当てを見直し、全国バンド化を検討することとされています。</p> <p>本制度整備は、「地域BWAの高度化システムの導入」、「市町村との連携等を要件として明確化」及び「公平な競争環境の維持を図るための適切な措置」に係るものであり、それらの効果を見極める前に地域BWAの申請受付終了時期を定めることは不適當と考えます。</p>
13	<p>○訓令案別紙2 第2 1 (19) イ 免許主体(ウ)及び(カ)について 電波政策ビジョン懇談会の中間とりまとめにおいて、「まず、地域 BWA の「デジタル・ディバイドの解消及び地域の公共サービスの向上等当該地域の公共の福祉の増進に寄与すること」との制度趣旨については、その必要性、重要性につき、ヒアリング参加者、構成員ともに異論なく再確認された。」ことが示されている。 一方で、今回の制度整備案の免許主体に関して、資本関係や議決権の観点から、一部ケーブルテレビ事業者で免許申請の適格要件を満たさなくなる状況となっている。</p>	<p>本制度改正案においては、全国事業者が他の事業者の経営に対して重要な影響を与えることができる資本関係や役員兼任の関係にある場合等において、当該他の事業者(関連事業者)からの申請を認めないこととしています。 全国BWA事業者等又はその関連事業者</p>

No	提出された意見	総務省の考え方
	<p>電波政策ビジョン懇談会におけるグループ性の議論の中では、そのグループ性について、「議決権（1/3以上）だけではなく、資本関係（出資比率や所有構造）、意思決定、取引関係等の観点についても考慮して実質的にみる必要があるのではないか。」との意見も出されている。</p> <p>当該のケーブルテレビ事業者は、MSOとしての立場を有する一方で、各地域に根差したケーブルテレビ事業者（SO）として、地方自治体との間で防災協定を締結するなど、「地域の公共の福祉の増進」や「地域の防災・安全」に取り組んでいる。</p> <p>「対象区域の公共の福祉の増進に寄与すること」という地域 BWA 本来の目的を、出来るだけ多くの地域で実現するためには、全国事業者の出資比率や議決権の関係だけで一律に免許対象から除外するのではなく、これまでの地域における事業実績や自治体との連携度など総合的に判断すべきであると考えます。</p> <p>○訓令案別紙2 第2 1 (19) シ 基地局等の配置計画等 (ウ)について 本項については、これまでの「地域社会の公共福祉の増進」という地域 BWA の制度趣旨の実効性を担保する上では必要な措置であり、改正内容に賛成する。</p> <p>但し、当該根拠の提示に際しては、自治体等も交えて申請に向けた準備が必要であり、申請の受付開始までには十分な期間を確保して頂きたい。さらに、地域の需要調査や地域の特性に応じたサービスの開発に必要な時間や、何よりもケーブルテレビが目指す地方公共団体との連携スキームの構築には、単年度予算である地方公共団体の議会承認などの手続きが必要となるため、少なくとも2年間程度の期間は必要と考える。</p> <p>○訓令案別紙2 第2 1 (19) シ 基地局等の配置計画等 (オ)について 本無線局の開設の条件として求められている「受けようとする免許の対象区域の公共の福祉の増進に寄与すること」を確実に実施するためには、利用する周波数は地域広域移動無線アクセスシステムに割当てられた周波数またはこれと同等に利用できる周波数に限定される必要があるが、(オ)のキャリアアグリゲーション技術の説明ではそのことが明確でなく、上下隣接周波数帯や他の携帯電話用周波数等との一体利用も可能であるかのような誤った解釈が行われる危険性がある。</p> <p>また、「受けようとする免許の対象区域の公共の福祉の増進に寄与すること」を確実に実施するためには、免許人が全ての責任を有し、他の業務等の影響を受けることなく無線局を管理・運用できるようにすることが必須であると考えられる。</p> <p>さらに、地域広帯域移動無線アクセスシステムに限らず異業者間におけるキャリアアグリゲーションについての議論は、電波政策ビジョン懇談会でも十分議論が尽くされている訳ではなく、今回の制度整備案においてキャリアアグリゲーションの規定を設けるのは拙速と考えられる。今回の制度整備案に基づいて、新たに地域広帯域移動無線アクセスシステムの無線局の申請を行う状況を鑑</p>	<p>は、全国事業者に既に割り当てられている周波数を活用して地域の公共サービス等を行うことが可能です。</p> <p>地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はその関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を図る観点から適切ではないと考えます。</p> <p>したがって、原案のとおりとします。</p> <p>本制度整備案に賛成の意見として承ります。</p> <p>なお、地域BWAの免許申請受付期間に関する意見については、参考意見とさせていただきます。</p> <p>平成26年6月10日から同年6月30日までの間実施された電波政策ビジョン懇談会中間とりまとめ案の意見募集における同懇談会の考え方は、以下のとおりとなっています。</p> <p>【地域BWA事業者が地域BWAの目的の範囲で自らのサービスを提供するために全国BWA事業者等との間でキャリアアグリゲーションを行うことは、周波数の有効活用の観点から適切な措置を講じるべきと考えます。なお、地域BWAの周波数は、「地域の公共の福祉の増進」を目的に割り当てら</p>

No	提出された意見	総務省の考え方
	<p>みると、直ちにキャリアアグリゲーション技術が必要となる周波数逼迫の状況になるとは考え難く、電波政策ビジョン懇談会の整理を待って導入することが重要と考える。</p> <p>従って、今の時点では(オ)の項を全て削除するか、「キャリアアグリゲーション技術（地域広帯域移動無線アクセスシステムに割当てられた二以上の搬送波を同時に用いて一体として行う無線通信の技術をいう。以下同じ。）」等のように修正することが妥当であると考え。</p> <p>○訓令案別紙2 第2 1 (19) シ 基地局等の配置計画等 (カ)について</p> <p>既存の地域 BWA 事業者が、既存システムの不感対策などを目的として既存システムによる基地局を追加設置したい場合でも、新基準が適用されると自治体との協定の見直しや自治体側での事業計画を準備する必要が生じるおそれがあり、迅速な対応が困難な場合や追加設置を取り止めざるを得なくなる懸念があるため、既存システムに対しては従前の基準を適用されることを要望する。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p>	<p>れるものであり、全国BWA事業者等が地域BWA事業者の周波数を用いてキャリアアグリゲーションを行うことは、前述の目的に適合しないと考えます。】</p> <p>本制度整備案及び並行して改正手続を行っている「電波法施行規則の一部を改正する省令案等（3.5GHz帯LTE-Advanced導入）」は、同中間とりまとめ結果を踏まえたものです。</p> <p>したがって、原案のとおりとします。</p> <p>本制度整備案は、電波政策ビジョン懇談会中間とりまとめ（平成26年7月）を受けて、地域BWAにおける市町村との連携等を要件として明確化することとしています。</p> <p>既存の地域BWA免許人が、基地局等の追加開設に合わせて地域の公共サービス計画の拡充などを行う場合は、地域の公共サービス計画の変更部分の市町村との連携要件について審査することが必要と考えます。</p> <p>したがって、原案のとおりとします。</p>
14	<p>電波政策ビジョン懇談会によって本年7月に取りまとめられた「中間とりまとめ」において、第一に「地域の公共の福祉の増進に寄与するという地域 BWA の制度趣旨・意義については維持されるべき」であり、第二に地域 BWA の今後のあり方を検討するにあたっては「既存の地域 BWA 事業者や地域を拠点に活動する新規参入希望者の意向を考慮すべき」で、第三に「これらの地域における有効活用を検討する必要がある」との認識が示されました。</p> <p>弊社は、有線放送事業者として地デジや BS デジタル放送の再放送を実施するほか、電気通信事業者としてケーブルインターネットによりブロードバンドの普及に取り組むなど、地域の情報化に取り組む公共的な企業体であると認識しております。さらに、コミュニティチャンネルを通して行政情報の発信を行うのみならず他の放送事業者では取り上げきれない地域情報や防災情報を伝達し、地域住</p>	<p>本制度改正案においては、全国事業者が他の事業者の経営に対して重要な影響を与えることができる資本関係や役員兼任の関係にある場合等において、当該他の事業者（関連事業者）からの申請を認めないこととしています。</p> <p>全国BWA事業者等又はその関連事業者は、全国事業者に既に割り当てられている周波数を活用して地域の公共サービス等</p>

No	提出された意見	総務省の考え方
	<p>民や地元自治体からも一定の支持を受けているメディアの性格も有しており、ケーブルテレビ事業の最大の特徴である地域密着性をベースに、「地域の公共サービスの向上」「地域の公共の福祉の増進」に寄与しており、今後も更に貢献できるものと自負するところであります。</p> <p>他方、近年の地域住民の高齢化や東日本大震災を契機とした災害への取り組みを強化する観点からは、弊社が所有する有線による取り組みでは必ずしも十分対応できないとの認識から、ネットワークの強靱化を図り、事業エリアにある地方自治体等のニーズに迅速、的確に応えることを可能とするために、無線を用いた公共的なサービスとしてBWAによるサービスの検討を始めたところであり、地域を拠点に活動する新規参入希望者として、免許申請することを検討していた旨、本年6月の当該「中間とりまとめ（案）」に対し提出した意見書にも記載していたところです。</p> <p>それに対する総務省からの意見（回答）によれば、「全国BWA事業者等又はその関連事業者は全国事業者に既に割り当てられている周波数を活用して、地域の公共サービス等を行うことが可能」とありますが弊社としては、災害時に地方自治体等に優先的に通信を可能とする等のサービスも考えており、このニーズに迅速、的確に応えるためには、全国事業者によらないサービス構築が必要と思いません。</p> <p>しかしながら今回公表されました訓令案の、別紙2（第5条関係）無線局の目的別審査基準 第2陸上関係 1 電気通信業務用 (19) 地域広帯域移動無線アクセスシステムの無線局 の「ア 用語の意義」及び「イ 免許主体」によれば、弊社は、株式会社ジュピターテレコム（以下「J:COM」）が弊社の3分の1以上の議決権を有し、また携帯電話事業者であるKDDI株式会社がJ:COMの3分の1以上の議決権を有することから、弊社はKDDI株式会社の「子法人等」と見做され、弊社は免許申請の適格性を満たさないと理解される内容となっております。</p> <p>弊社は既に述べたとおり、地域社会に根差したケーブルテレビ事業者として、地方自治体と連携しながら「地域の公共の福祉の増進」「地域の公共サービスの向上」に努めてきており、また、先のパブリックコメント時にも多くの市からのパブリックコメントにもあるように地域サービスの担い手としての期待を担っていると自負しております。また、弊社は携帯電話事業者であるKDDI株式会社とは、独立した企業としてケーブルテレビサービスを提供している実情からすれば、議決権の割合によってKDDI株式会社の子会社等と規定され免許申請ができないことは、極めて遺憾に思います。従いまして、弊社としては、訓令案における免許主体に関する要件について、弊社が申請可能となるよう、関連条文の削除等、要件の緩和を希望いたします。</p> <p>【株式会社ケーブルネット下関】 【株式会社ジェイコム足立】 【株式会社ジェイコムイースト】 【株式会社ジェイコム市川】 【株式会社ジェイコムウエスト】 【株式会社ジェイコム大田】 【株式会社ジェイコム小田原】 【株式会社ジェイコム川口戸田】 【株式会社ジェイコム鎌倉】 【株式会社ジェイコム北関東】 【株式会社ジェイコム九州】 【株式会社ジェイコム熊谷】</p>	<p>を行うことが可能です。</p> <p>地域BWAの周波数帯に全国BWA事業者等又はその関連事業者が参入することは、公平な競争環境の維持を図る観点から適切ではないと考えます。</p> <p>したがって、原案のとおりとします。</p>

No	提出された意見	総務省の考え方
	<p>【株式会社ジェイコム熊本】 【株式会社ジェイコムさいたま】 【株式会社ジェイコム札幌】 【株式会社ジェイコム湘南】 【株式会社ジェイコム多摩】 【株式会社ジェイコム千葉】 【株式会社ジェイコム千葉セントラル】 【株式会社ジェイコム東葛葛飾】 【株式会社ジェイコム東京】 【株式会社ジェイコム東京北】 【株式会社ジェイコム中野】 【株式会社ジェイコム八王子】 【株式会社ジェイコム日野】 【株式会社ジェイコム船橋習志野】 【株式会社ジェイコム港新宿】 【株式会社ジェイコム南横浜】 【株式会社ジェイコム武蔵野三鷹】 【土浦ケーブルテレビ株式会社】</p>	
15	<p>様々な方法を用いて通信の逼迫を解消することは「免許の対象区域の公共の福祉の増進に寄与する」と考えられますのでおおむね賛成しますが、電波法関係審査基準（平成13年1月6日総務省訓令第67号）の一部を改正する訓令案のイの（ア）において、下隣接周波数帯又は上隣接周波数帯を使用する無線局の免許人は基地局および陸上移動中継局の免許主体として認められないことに関しては反対させていただきます。これら既存の免許人の設備及び知見を活用しての迅速な整備が不可能となる為です。</p> <p>そして別紙(19)-1におけるカバーエリアの算出において、陸上移動局の空中線地上高が1.5mとなっていますが、この根拠は何のでしょうか？</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>下隣接周波数帯又は上隣接周波数帯を使用する全国BWA事業者は、既に全国的に割当てを受けている周波数を活用して地域の公共サービス等を行うことが可能ですので、現行審査基準においても、地域BWAの免許要件から除外しているところです。</p> <p>陸上移動局の空中線地上高1.5mについては、情報通信審議会諮問第2021号「2.5GHz帯を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの技術的条件」の検討において用いたものを審査基準上も使用しているものです。</p>